

議案第71号

平成25年度小松島市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度小松島市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,301,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年9月5日提出

小松島市長 濱田保徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		3,346,883	26,039	3,372,922
	1 地方交付税	3,346,883	26,039	3,372,922
14 国庫支出金		2,255,418	37,943	2,293,361
	2 国庫補助金	376,291	37,943	414,234
15 県支出金		969,516	100	969,616
	2 県補助金	339,614	100	339,714
20 諸収入		170,553	2,875	173,428
	4 雑収入	162,243	2,875	165,118
21 市債		990,200	142,100	1,132,300
	1 市債	990,200	142,100	1,132,300
歳入	合計	13,092,770	209,057	13,301,827

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,056,555	8,315	1,064,870
	1 総務管理費	731,367	63	731,430
	3 戸籍住民基本台帳費	82,924	8,252	91,176
3 民生費		5,760,313	1,309	5,761,622
	1 社会福祉費	1,566,360	796	1,567,156
	2 老人福祉費	670,886	289	671,175
	6 人権対策費	98,412	224	98,636
4 衛生費		1,417,188	101,012	1,518,200
	2 清掃費	929,941	101,012	1,030,953
6 農林水産業費		213,432	1,000	214,432
	1 農業費	208,546	1,000	209,546
8 土木費		912,800	54,945	967,745

	3 道 路 橋 梁 費	266,624	10,000	276,624
	7 都 市 計 画 費	256,675	41,945	298,620
	8 住 宅 費	90,127	3,000	93,127
9 消 防 費		489,613	4,244	493,857
	1 消 防 費	489,613	4,244	493,857
10 教 育 費		1,039,648	38,232	1,077,880
	1 教 育 總 務 費	228,208	873	229,081
	2 小 学 校 費	72,048	8,184	80,232
	3 中 学 校 費	108,565	18,867	127,432
	5 社 会 教 育 費	134,029	475	134,504
	7 保 健 体 育 費	116,423	8,335	124,758
	8 学 校 給 食 費	225,493	1,498	226,991
歳 出 合 計		13,092,770	209,057	13,301,827

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
財 務 会 計 シ ス テ ム 経 費	平成 2 6 年度 ～ 平成 3 0 年度	7,825
滞 納 管 理 シ ス テ ム 経 費	平成 2 6 年度 ～ 平成 3 0 年度	10,170
戸 籍 シ ス テ ム 経 費	平成 2 6 年度 ～ 平成 3 0 年度	18,428
電 算 帳 票 製 本 機 導 入 経 費	平成 2 6 年度 ～ 平成 3 0 年度	8,955
住 民 基 本 台 帳 ネットワーク シ ス テ ム 経 費	平成 2 6 年度 ～ 平成 3 0 年度	18,134

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
河 川 等 整 備 事 業 債	1,800	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	600			

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
清 掃 運 搬 施 設 整 備 事 業 債	1,300	1,300	2,600
ご み 焼 却 施 設 整 備 事 業 債	1,600	95,000	96,600
農 業 用 施 設 整 備 事 業 債	4,200	5,200	9,400
土 木 施 設 整 備 事 業 債	20,500	5,800	26,300
公 共 事 業 等 債	82,600	13,500	96,100
防 災 対 策 事 業 債	29,200	7,000	36,200
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	42,200	7,400	49,600
行 政 改 革 推 進 債	32,000	4,500	36,500